## 沖縄県土木建築部 工事検査要領の運用方針

制 定 平成元年3 月29 日付、土技第1547 号 一部改定 令和3年2月1日適用 令和3年1月25 日付、土技第1437 号 一部改定 令和5年12月1日適用 令和5年10月30日付、土技第977 号

#### 第1 趣旨

この運用方針は沖縄県土木建築部工事検査要領第15条に基づき必要な事項を定める。

#### 第2 中間検査について (検査要領第3条関係)

- 1 検査要領第3条で規定する中間検査は、工事の途中段階における品質の確保と同時に、手戻りの防止かつ工事の円滑な進捗及び工事の技術水準の向上に資するために実施するものであり、別表に掲げるもので主務課長または出先機関の長が必要と認め設計図書で中間検査の対象となった場合に行う。
- 2 中間検査で確認した出来形部分については、完成検査及び既済部分検査時の確認 を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等 から再度の確認が必要な場合はこの限りではない。

### 第3 検査の命令 (検査要領第4条関係)

- 1 検査の命令は、「検査命令簿」により行う。
- 2 検査の命令は検査ごとに行う。
- 3 検査員は、特別の理由がある場合は、検査要領第4条3項の規定にかかわらず検査を適正に行うことができると認められる者に任命することができる。
- 4 検査員に任命する職員は、やむを得ない場合を除き、監督員と同じ班に属しない 者とする。
- 5 検査要領第4条第2項ただし書きにより、技術・建設業課長に検査を依頼する場合は、「工事検査技術職員派遣依頼書」により行う。

#### 第4 検査の手続き (検査要領第4条関係)

- 1 技術・建設業課で行う検査の場合の手続きは、次の各号による。
- (1) 主務課長又は出先機関の長は、翌月の「検査予定表」を作成し、毎月20日までに技術・建設業課長へ提出する。
- (2) 技術・建設業課長は、翌月の検査予定表が提出されたときは、検査予定日及び 検査担当職員を記載した当月分の検査予定表を作成し、月末までに「土木建築部 情報ネットワーク」へ掲示するものとする。
  - (3) 主務課長又は出先機関の長は、検査予定日の7日前までに技術・建設業課長に対し、「文書管理システム」にて「工事検査依頼書」にて検査依頼を行う。

2 出先機関で行う検査の場合は、出先機関の手続きにて処理する。

## 第5 検査の立会(検査要領5条関係)

検査要領第5条による受注者の立会は、現場代理人、監理技術者等(監理技術者、 監理技術者補佐又は主任技術者をいう。)及びその他必要な専門技術者とする。

また、当該契約に係る監督員は検査に立会するものとする。

#### 第6 検査の準備(検査要領第6条関係)

監督員又は受注者は、検査に際して、次の各号に掲げる資料等の準備しなければならない。

- (1)請負契約書、設計図書、その他必要とされるもの
- (2)施工管理資料等(施工計画、出来形管理、品質管理、写真管理、工事関係書類等)
- (3)検査に必要な用具(測量機器、シュミットハンマー等)
- (4)必要により現地の測点、距離、幅員、厚さ等の検査範囲及び構造物の出来形寸 法の表示等
- (5) その他検査員が必要と認める資料及び用具等

#### 第7 破壞検査(検査要領第7条関係)

検査要領第7条第3項に規定する破壊検査は、次に掲げる事項に該当する場合に行 う。

- (1)受注者が、監督員の検査を受けて使用すべきものとして指定された工事材料に つき、その検査を受けないで使用した工事で検査員が必要と認めた場合。
- (2)受注者が、監督員の立会いを受けて調合又は施工すべきものとして指定された 工事材料の調合又は、工事の施工につき、その立会いを受けないで行った工事 で、検査員が必要と認めた場合。
- (3)工事写真等の記録を整備すべきものとして指定されている場合において、当該工事写真等の記録が整備されていない工事で、検査員が必要と認めた場合。
- (4)受注者が行った工事が設計図書等に適合しないと認められる場合で検査が必要と認めた場合。
  - (5)その他、これらに類する工事で検査員が必要と認めた場合。

### 第8 検査関係資料(検査要領第8条関係)

- 1 復命書や検査調書等の作成部数は、別表第1による。
- 2 検査結果について、本庁契約においては技術・建設業課、事務所契約においては 出先機関で「沖縄県建設行政情報システム」に登録する。
- 3 沖縄県文書編集保存規程(昭和49年訓令第38号)第6条の規程により、復命書(第2種:10年保存)、検査調書(第3種:3年保存)及び工事成績表(第3種:3年保存)を保管する。

- 第9 工事成績評定について (検査要領第9条関係)
- 1 成績評定は、完成検査、一部完成検査及び中間検査の実施時点において、行うものとする。
- 2 検査員は、監督員が作成した工事成績採点表を検収し、これに検査員の評点を加 え工事成績評定点を決定する。

#### 第10 検査不合格について (検査要領第8条、第11条関係)

- 1 検査要領第8条第3項に掲げる工事目的物が工事請負契約書又は設計図書に適合しない場合とは、次の各号の一に該当するものとする。
  - (1)出来高不足の場合
  - (2)工事完成図書(電子納品含)が整備されていない場合(軽微な手直し部分を除く)
  - (3)後片付け未了の場合
    - (検査用足場、完成前の他工事と共用されている現場事務所、現場の管理上必要な仮設物等で、監督員と協議したものを除く。)
  - (4)出来形(形状、寸法、数量、位置等)が設計図書の規格値を満足していない場合で重要なもの
  - (5)品質(材質・強度・性能等)が設計図書の規格値を満足していない場合で重要なもの
  - (6)施工不良による有害なクラックや変形変質が確認された場合
  - (7)出来形・品質・出来高を確認できる主要な資料が不足している場合
  - (8)その他上記に類する場合
- 2 検査員は、前項各号の一に該当すると思われる場合は、受注者又は監督員に説明 を求め、適合しないことを確認した場合は、不合格とする。

### 第11 軽微な手直しについて (検査要領 第13条関係)

- 1 検査要領第13条に掲げる軽微な手直しとは、第10第1項に該当せず、以下の要件をすべて満たすものとする。
  - (1)工事目的物として設計図書に適合しているが、部分的に軽微な手入れを必要とする場合で、本体の安定や機能に影響がないもの
  - (2)諸法令で新たな手続きを要しないもの
  - (3)概ね7日間以内に手直しが完了するもの
- 2 軽微な手直しの指摘は、口頭で行うものとする。
- 3 監督員は、軽微な手直しを指摘された場合、受注者とその措置について協議し、 その結果を検査員に報告するものとする。
- 4 軽微な手直しの確認は、監督員が行い、すみやかに検査員に報告するものとする。ただし、検査員が報告を要しないとした場合は、監督員の確認までとする。

### 第12 再検査の手続きについて (検査要領第12条関係)

検査要領第12条に規定する再検査の事務手続きは、第4の規定による。

第13 県補助工事の確認検査の準用について (検査要領第13条関係)

検査要領第12条に規定する県補助工事の確認検査の準用については、土木建築部が 所管する沖縄県補助金等の交付に関する県補助事業に係る工事について適用するもの であるが、次の検査等についても準用して差し支えないものとする。

ただし、原則として、土木建築部が設計審査、工事発注の指導及び工事監督の指導を行った工事に限るものとし、当該工事の主務部局長は、事前にこれらの協議をした上で土木建築部長あて「工事検査技術職員派遣依頼書」又は「工事確認検査技術職員派遣依頼書」により、検査を依頼するものとする。

- (1)他部局が発注した県単独事業又は国庫補助事業の工事、並びに国庫予算に係る 工事を代理執行した工事の検査
- (2)他部局が所管する県補助事業に係る工事の完成確認検査

#### 別表

工事部分が水中又は地中に没する等により完成検査時に目視することができない 箇所等

中間検査を行う例

- (1)道路改良工事で舗装工事を別途発注した場合に、改良工事完成前に舗装工事を併行して施工する場合の下層路盤完成時(部分使用)
- (2)下部工と上部工を一括して発注した場合の下部工完了時
- (3)鋼桁、水門、歩道橋、設備工事等の工場製品

建設工事請負契約書の第34条に規定する工事目的物の部分使用をする場合のうち、中間検査が必要なもの

別表第1 検査調書等作成部数一覧表

作成書類	様式番号	完成検査	一部完成 検査	既済部分 検査	中間検査	備考
工事検査復命書	要領様式 第1号	1	1	1	1	
工事検査実施結果 通知書	運用様式 第5号	2	2	2	2	
検査調書	財務規則 55号様式 (その2)	3	3	3		
完成検査工事費内 訳書	要領様式 第2号	3				
一部完成検査工事 費内訳書	要領様式 第3号		3			
既済部分検査工事 費内訳書	要領様式 第4号			3		
工事検査結果通知 書	要領様式 第5号	2				
一部完成検査結果 通知書	要領様式 第6号		2			
既済部分検査確認 通知書	要領様式 第7号			2		

## (運用様式1号)

# 検 査 命 令 簿

AA 0	ħ.		<b> </b>	工車友新	<b>工事担託</b>	<b>注</b> 色		検	査 貞	į	2th ±14 C⊓	備考
命令日	予	查 定日	検査種別	工事名称	工事場所	請負代金額	職	名	氏 名		· 決裁印	(派遣元主務課所※)
令和〇年	令和	〇年	〇〇検査	〇〇丁惠	〇〇市	¥1,234,567,890	000	$\sim$	000	000		〇〇課
0月01	∃ C	月〇日		0014	נוויסט	+1,204,307,030			000	000		
令和 年	令和	年										
月日	3	月日										
令和 年	令和	年										
月日	∃	月日										
令和 年	- 令和	年										
月日	3	月日										
令和 年	- 令和	年										
月日	3	月日										
令和 年	- 令和	年										
月日	3	月日										
令和 年	令和	年										
月日	3	月日										
令和 年	- 令和	年										
月日	3	月日										
令和 年	令和	年										
月日	∃	月日										
令和 年	令和	年										
月日	∃	月日										

<sup>※</sup>検査協力を依頼した場合には、備考欄に検査員派遣元の主務課所長から承諾印をもらうこと。

(運用様式第2号)

土○第 ○○ 号 令和 年 月 日

技術·建設業課長 殿

○○ 所長(公印省略)

## 工事検査技術職員派遣依頼書

下記工事の(完成、一部完成、既済部分、中間)検査のため、検査員の派遣方、お願いします。

記

工事番号	第	号	工事場所									
工事名称												
工事概要	(土木、建築、電	土木、建築、電気設備、機械設備、その他)										
請負代金			設計	変更	旦							
予 算 科 目	令和 年度	(国庫・県単) 目	工期	口								
契約年月日	令和 年	三月 日	着手年月日	令和	年	月	日					
契約工期	自 令和 年	三月 日	完成年月日	令和	年	月	日					
关 形 工 朔	至 令和 年	三月 日	検査予定日	令和	年	月	日					
監督員	主任監督員	0000	00									
	現場監督員	0000	00									
受注者 住 所												
商号												
代表者												
(現場代理人)												
検査の概要 又は、範囲												
既済部分検査	第  叵	]中	回目									

## 添付書類

- 1. 工事完成通知書又は既済部分検査請求書
- 2.工事成績評定表(完成検査のみ)
- 3.県産建設資材使用状況表(完成検査のみ)
- 4. 既済部分検査工事内訳書(既済部分検査のみ)
- 5.契約書鏡(変更含む)
- 6.その他
  - ※上記提出書類は、写しとする。

工事種別順(土木、建築、設備)、検査希望日順に記入 ※は、技術・建設業課で記入 毎月20日迄に技術・建設業課へ提出 金額、工期変更予定の場合は赤文字で表示

注2

注3

# 月分 検査予定表 〇〇課・〇〇事務所

番 工 事 担 当 号 課 所 名	I	事 名	4 称	工事場所 国庫 県単	工事請負金額	現場監督員 (担当者名)	検査種別	契約工期 終了日	完成 年月日	検査 希望日	※ 検査 予定日	※ 検査担当職員	地区
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													

技術・建設業課長 殿

主務課長 (公印省略)

## 工事検査依頼書

標記のことについて、下記のとおり(完成、一部完成、既済部分、中間)検査を依頼します。

記

一十十	佐丁采	<u> </u>																
上事	施工番	万																
工事	事 名	称																
工 事	事 場	所																
請負	代金	額																
予算	章 科	目	(令	和	年度	国庫	•県単)	目										
契 約	年月	日	令	和	年	月	日	着	手	年	月	日	令	和	左	Ę.	月	日
契		約	令	和	年	月	日	(—	部)	完成	年月	日	令	和	左	Ę.	月	日
工		期	令	和	年	月	日	検	查	予	定	日	令	和	左	F	月	日
III. EV	旦		主任	監督員	0	000	$\bigcirc$	$\supset$										
監	督	員		現場	監督員	0	000	$\bigcirc$	$\supset$									
受注者	住	所																
	商	号																
	代表	者																
	の概																	
既済	部分検	查		口口	中 第	口												

## 添付書類

- 1 指定部分完成通知書又は既済部分検査願
- 2 工事施工成績表
- 3 県産建設資材使用状況表(完成検査の場合)
- 4 出来高内訳調書(既済部分検査のみ)
- 5 完成確認調書(土木工事のみ)
- 6 その他

(運用様式第5号)

土 技 第 号 令和 年 月 日

主務課長 殿

技術·建設業課長 (公印省略)

## 工事検査実施結果通知書

令和 年 月 日付、○○第 号で依頼のあった検査について下記のとお り実施したので通知する。

記

- 1. 工 事 名
- 2. 工 事 場 所
- 3. 請負代金額
- 検 査 区 分 4.
- 予 算 科 目 5.
- 検査員 職 氏名 6.
- 7. 検査年月日
- 8. 検査の結果
- 9. その他添付資料

## (運用様式第6号)

○○第 ○○ 号 令和 年 月 日

土木建築部長 殿

主務部局長 (公印省略)

## 工事確認検査技術職員派遣依頼書

下記補助事業に係る工事の(完成確認、一部完成確認、既済部分確認)のため、技術職員の派遣方お願いします。

記

工事場所				主管課名								
工 事 名 称 ( 事 業 名 )												
工事概要	(土木、建築	(土木、建築、電気設備、機械設備、その他)										
補 助 指 令		指令番号										
請負代金	¥			予算科目								
契約年月日	令和	年 月	田	着手年月日	令和	年	月	日				
契約工期	自 令和	年 月	日	完成年月日	令和	年	月	日				
关 机 工 朔	至 令和	年 月	日	検査希望日	令和	年	月	日				
受注者 住 所												
商号												
代表者												
工事 住 所												
監理者 商 号												
代表者												